



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名	三 浦 印 刷 株 式 会 社
代表者名	代 表 取 締 役 社 長 日 達 浩 造 (コード番号 7920 東証第二部)
問合せ先	取 締 役 人 事 部 長 兼 経 理 部、総 務 部 担 当 須 川 直 輔 (TEL 03-3632-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 27 日開催予定の第 70 回定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

(1) 変更の理由

- ① 今後の事業展開に備えて、定款第 3 条（目的）の規定を変更するものであります。
 - ② 非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 4 2 7 条の規定により、定款第 3 1 条（取締役の責任免除）及び第 4 3 条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。
- なお、定款第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙とおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以上

定款変更の内容別紙

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 2 条 (記載省略) (目的) 第 3 条 当社は下記の事業を行うことを目的とする。 (1) ～ (1 6) (記載省略) (1 7) 倉庫業、梱包業及び一般貨物自動車運送業。 (1 8) ～ (2 0) (記載省略)	第 1 章 総 則 第 1 条～第 2 条 (現行どおり) (目的) 第 3 条 当社は下記の事業を行うことを目的とする。 (1) ～ (1 6) (現行どおり) (1 7) 倉庫業、梱包業及び一般貨物自動車運送業、<u>貨物運送取扱事業。</u> (1 8) ～ (2 0) (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会 第 1 9 条～第 3 0 条 (記載省略) (取締役の責任免除) 第 3 1 条 当社は会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 4 章 取締役及び取締役会 第 1 9 条～第 3 0 条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第 3 1 条 当社は会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役及び使用人であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会 第 3 3 条～第 4 2 条 (記載省略) (監査役の責任免除) 第 4 3 条 当社は会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 5 章 監査役及び監査役会 第 3 3 条～第 4 2 条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第 4 3 条 当社は会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。